

のら猫不妊去勢手術費補助金 Q & A

令和7年度から実施の、「のら猫不妊去勢手術費補助金」についてのQ & Aです。
申請の参考にしてください。

*ここに掲載のないことについては、直接、生活環境課へお問い合わせください。

Q1

申請は、誰ができるの？



A1



舞鶴市に住民票のある方で、
満18歳以上の人であれば申請できます。

Q2

飼い猫の手術費も申請できるの？



A2



いいえ。
対象はのら猫のみです。
飼い猫は補助の対象外になります。

*動物の愛護及び管理に関する法律が改正され、
飼い主の責任として繁殖制限措置の実施に努めることが明記されています。

Q3

令和6年に手術したのなら猫がいるけど、
今から申請してもいいの？



A3



いいえ。
令和7年4月以降に手術をしたのなら猫が
補助の対象です。

Q4

申請できる期限はあるの？



A4



手術を行った日から 90 日以内に申請し
てください。
申請期限内でも、予算に達し次第、受付を
締め切りますのでご了承ください。
*90日以内でも、令和7年3月31日までに
手術を行ったのなら猫は対象外です。

Q5

補助金は、手術前にもらえるの？



A5



補助金は、手術後の交付になります。
お支払いされた領収書を提出いただき、
それをもとに、補助金額を算出します。

Q6

手術前後の診察代なども
補助してもらえるの？



A6



いいえ。
雌猫の不妊手術と雄猫の去勢手術、耳カット
施術の費用のみが対象となります。
それ以外にかかる費用は、自己負担になりま
す。

Q7

手術費用は全額
補助してもらえるの？



A7

支払われた手術費用の2分の1が、
補助金の額になります。その際、千円未満の
端数は切り捨てになります。
また、雌猫1頭あたり15,000円、
雄猫1頭あたり10,000円が補助の上限額
になります。



- 例1) 手術費用が12,580円の場合
1/2額：6,290円
千円未満の端数を切り捨てるため、
補助金の額は、6,000円となります。
- 例2) 手術費用が23,800円の場合
1/2額：11,900円
千円未満の端数を切り捨てるため、
雌猫の補助金の額は、11,000円、
雄猫の補助金の額は、10,000円（上限額）
となります。

Q8

申請したら、補助金は
すぐにもらえるの？



A8



申請を受理してから、
審査・補助金額の算出・振込処理等に
2ヶ月ほど時間を要しますので、
ご了承ください。

Q9

申請者以外の口座に振り込んで
ほしいけど、どうしたらいいの？



A9



原則として、申請者と振込口座の名義人は
同一人物でお願いします。
また、領収書の宛名も申請者でもらって
ください。
それぞれお名前が違う場合は、受付でき
ません。

Q10

なんで、のら猫のために税金をつかうの？



A10



この事業は、「動物の愛護及び管理に関する法律」の
趣旨に基づき行っております。のら猫による糞尿被害
等に多くの方が困られている現状もあり、繁殖数を抑
制することで、それらの困りごとを軽減し、皆さまの
快適な生活環境を保持するためにも必要な事業です。